

議第3号

滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更について

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日

高島市長 福井正明

---

滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって滋賀県市町村交通災害共済組合が滋賀県市町村職員退職手当組合から脱退することおよび滋賀県市町村職員退職手当組合同約（平成12年滋賀県指令市振第137号）を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

滋賀県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

滋賀県市町村職員退職手当組合同規約（平成12年年滋賀県指令市振第137号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「、滋賀県市町村交通災害共済組合」を削る。

付 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。